

指定湖沼の指定に伴い、湖沼水質保全特別措置法(以下、湖沼法。)の規定により、八郎湖流域にある以下に示す要件に該当する施設について、届出が必要となりますので、御注意願います。

届出に関するお問い合わせについては、下記の県地域振興局福祉環境部、秋田市まで、お願いします。

浄化槽・・・201人槽以上500人槽以下のし尿浄化槽

八郎湖流域に設置された上記の規模の浄化槽については、八郎湖が指定湖沼となった日(平成19年12月11日)から30日以内(平成20年1月10日まで)に、「みなし指定地域特定施設」としての届出が必要となります。

注:上記の規模以上の浄化槽は、これまでも水質汚濁防止法による届出対象施設です。

なお、排出水量30m³/日以上のみなし指定地域特定施設については、秋田県公害防止条例により、排水規制の対象となりますが、既存の施設については、指定湖沼となった日から1年間(平成20年12月10日まで)は、規制の適用が猶予されます。

畜舎等

豚舎・・・豚房面積が40m²以上50m²未満

牛舎・・・牛房面積が160m²以上200m²未満

厩舎・・・馬房面積が400m²以上500m²未満

こいの養殖施設・・・網いけす面積が500m²を超えるもの

注:1 畜房の面積は、敷地や畜舎の面積ではなく、実際に家畜が入る畜房の面積です。

2 上記の規模以上の畜舎は、これまでも水質汚濁防止法による届出対象施設です。

3 牛房面積が120m²以上200m²未満の牛舎は、これまでも県公害防止条例による届出対象施設です。

八郎湖流域に設置された上記の規模の畜舎等については、八郎湖が指定湖沼となった日(平成19年12月11日)から30日以内(平成20年1月10日まで)に、「指定施設」としての届出が必要となります。

なお、上記に該当する施設及び水質汚濁防止法の特定施設である畜舎の内、排水基準が適用にならない次の畜舎

・豚舎(日排水量5m³未満)

・牛舎(日排水量5m³未満)

・厩舎(日排水量30m³未満)

は、平成20年度から構造や使用の方法に関する基準が適用となる予定です。

構造や使用の方法に関する基準は今年度中に、県条例で定める予定です。

湖沼法の規定により、既存の該当施設については、基準の適用の日から3年間は適用されません。

届出に関するお問い合わせ先

施設が能代市、三種町にある場合

山本地域振興局 福祉環境部 環境指導課 環境・公害班

【住所】：能代市御指南町 1 - 1 0

【電話】：0 1 8 5 - 5 2 - 4 3 3 1

施設が男鹿市、潟上市、南秋田郡五城目町、同郡八郎潟町、
同郡井川町、同郡大潟村にある場合

秋田地域振興局 福祉環境部 環境指導課 環境・公害班

【住所】：潟上市昭和乱橋字古開 1 7 2 - 1

【電話】：0 1 8 - 8 5 5 - 5 1 7 3

施設が秋田市にある場合

秋田市環境部環境保全課

【住所】：秋田市寺内蛭根三丁目 2 4 - 3

【電話】：0 1 8 - 8 6 6 - 2 0 7 5